

さ情審査答申第156号  
平成30年5月23日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

平成29年6月21日付けで貴職から受けた、「岩槻区小溝の特定地番の都市計画法に関する書類」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年3月2日付け都北開第5786号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、対象文書全部（図面作成者の住所、氏名、資格、連絡先、印影、建物平面図、写真）の開示を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

隣の農地の畑だった土地がどうして3区画に分譲されたのかわからない。  
隣の建物の建築がどうして許可されたのかを回答してほしい。

市街化調整区域内でどうして用途変更が許可されたのかを回答してほしい。

用途変更に伴って測量が行われたはずだが、そのときの立ち会いの事実が確認できない。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

平成29年2月16日付けで、審査請求人より本件対象行政情報について、行政情報開示請求書が提出された。

本件開示請求を受け、実施機関において特定地番について、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）に関する許可履歴を調査し、同法第29条に規定する市街化調整区域に建築物の建築を認める開発許可2件（以下「開発許可処分」という。）、法第42条に規定する開発許可を受けた用途の変更を認める用途変更許可1件（以下「用途変更許可処分」という。）が文書として存在することを確認した。

文書を特定するため、審査請求人に電話にて開示内容の確認を行い、開発許可処分は法第47条第5項の規定により開発登録簿として交付できること、用途変更許可処分は登録簿等では交付できないことを伝え、用途変更許可申請文書一式を請求された行政情報として特定し、平成29年3月2日付けで本件処分を行い、審査請求人に通知した。特定した行政情報のうち、図面作成者の住所、氏名、資格、連絡先、印影及び写真に写る自動車登録番号は、個人を特定する情報のため、条例第7条第2号により不開示とし、また、建物平面図は住居の間取り等が明らかになり、居住者が犯罪の被害を受ける可能性があるため条例第7条第7号により不開示とする行政情報の写しを交付した。

以上のことから、本件開示請求に対して開示した行政情報は、条例に基づき不開示部分を判断し、一部開示したものであるため、本件処分は妥当であると考えられる。

審査請求人は、「対象文書の全部を開示するよう求めます。隣の農地の畑だった土地がどうして3区画に分譲されたのか。添付書類の開示しない理由にあたらなと思います。」と主張しているが、不開示部分は、上述のとおり条例に基づいた判断であり、本件処分について取り消す理由がない。

### 第4 審査会の判断の理由

#### 1 本件対象行政情報について

本件対象行政情報は、岩槻区小溝の特定地番の都市計画法に関する書類である。実施機関は、岩槻区小溝の特定地番の用途変更許可申請文書一式を特定し、図面作成者の住所、氏名、資格、連絡先、印影及び写真（自動車登録番号）について条例第7条第2号に該当するとし、建物平面図については条例第7条第7号に該当するとして不開示とする一部開示決定を行った。

審査請求人は、対象行政情報の全部開示を求めて審査請求を行ったもの

である。

## 2 本件処分の当否について

(1) 本件不開示部分は、当該用途変更許可申請文書中の図面（現況測量図、土地利用計画図・排水施設平面図、建物の立面図・平面図、建物の写真及び写真方向図）の中に記載されている、①図面作成者の住所ないし連絡先、氏名、資格、印影及び建物等の写真中の自動車の登録番号と②建物の平面図である。

(2) 上記①の不開示部分は、図面作成者個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものであるということができ、条例第7条第2号に該当する情報であるといえる。

したがって、上記①部分を条例第7条第2号に該当するとして不開示とした実施機関の本件処分は妥当である。

(3) 上記②の不開示部分は、住居の間取りや用途が明らかになる情報である。

これらの情報を開示すると、犯罪を容易にし、人の生命、健康、生活又は財産の保護に支障を及ぼすおそれがあるということができ、条例第7条第7号に該当する情報であるといえる。

したがって、上記②の部分を条例第7条第7号に該当するとして不開示とした実施機関の本件処分は妥当である。

(4) 審査請求人は、審査請求の理由として、隣地の畑だった土地がどうして三区画に分譲されたのか、どうして市街化調整区域内で用途変更が許可されているのか、隣家の建物は建築基準法違反である、測量した時に立会っていないのに立ち会ったと言われている等主張している。

しかし、これらの理由は、本件処分の取消理由にはならないものである。

3 以上の次第であるから、当審査会は、本件審査請求に理由がないので前記第1のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成29年 6月21日	諮問の受理（諮問第464号）
②	平成29年 7月20日	審議
③	平成30年 2月15日	審査請求人からの意見聴取及び審議
④	平成30年 3月15日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	平成30年 5月17日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士 平成29年10月21日退任
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士 平成29年10月22日就任
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)